

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年3月26日付け松江市監査委員告示第1号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成20年6月6日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 伊原 正人
 松江市監査委員 田村 昌平

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1)他工事との共同施工のあり方について 市道黒田比津線・比津住宅線配水管布設替工事 本配水管布設替工事において、下水道工事に伴 い支障移転をする必要がある箇所を含め、共同施 工を計画し工事を発注した。しかし、その後の下 水道側の試掘調査などの結果、支障移転を要する 箇所がないことが分かり、共同施工を取りやめ、 下水道と上水道とは別個の工事としてそれぞれ施 工している。 しかしながら、同じ年度に同一箇所で行う施 工であるから、共同施工をすることが交通規制の 期間、総費用の面から考えると有利であると考え られる。下水道側を含め、共同施工に対する考え 方を今一度、検討されたい。 (水道局工務部 建設課)</p> <p>(2)末端管渠を口径150mmに変更する判断基準につ いて 西川津町管渠85工事 200mmの塩化ビニル管を埋設する工事である。 発注後、この地域での汚水量増加の可能性は少な いとの現場での判断から、その一部を150mmの管 に変更し経費節減を図っている。しかし、現況の 発生汚水量からすれば、すべてを150mmに変更し ても支障がない区間であるとも考えられる。この ような箇所は、都市周辺地区の整備が進むと今後 多くなるものと思われる。150mmに変更する判断 基準を明確にされ、経費節減に努められたい。 (下水道工務課)</p> <p>(3)マンホールポンプ及び制御盤の見積もり単価に ついて 大草第2、第3マンホールポンプ設置工事 同様のマンホールポンプ及び制御盤の設置工事 が農業集落排水事業により施工され、そのポンプ 及び制御盤の単価は農業集落排水事業施設機械具 内統一単価により決定されている。</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1)他工事との調整については、地下埋設物占 用者間協議等で意見交換を十分に行い、無駄の ない共同施工体制および共同施工計画を検討し、 実施していくものとする。 (水道局工務部 建設課)</p> <p>(2)下水道設計指針では、標準最小管径は 200mm となっていますが、合流部から上流末端路線につ いては、将来流入の増加が見込めない路線につ いて管径を 150mmにし、経費節減を図っていると ころです。「将来流入の増加が見込めない路線」 の判断基準が明確でなかったためご指摘を受け たところですが、今後は原則末端路線については すべて 150mmの管にすることとします。 (下水道工務課)</p> <p>(3)マンホールポンプ及び制御盤の単価につ いては、下記のとおりとしています。 1. 公共下水道事業:見積りにより決定 2. 農業集落排水事業:県内農集統一単価を採 用 公共下水道の材料単価は、島根県農林水産部・ 土木部の建設工事積算基準に 当該年度に島根県が定めた単価による</p>

本工事においては、公共下水道事業施設機械として見積もりにより決定されている。しかしながら、その単価の間に大きな違いが見られる。このようなことは単価の決定根拠に疑問を持たざるを得なくなる。見積もり単価の採用にあたっては慎重に判断されたい。

(下水道工務課)

(4) 工法決定における可能な工法の費用と効果の比較検討について

市道佐倉田根線舗装改良工事

既設の舗装の改良工事である。嵩上げが出来ない区間であるとの認識から、まず20cmの再生路盤を作り、うち5cmをすき取り、この上に5cmの表層を施工する工事である。

この区間は片側に側溝があるものの、市街地ではない。また設計CBRも比較的良好である。他の工法との比較検討がなされてなく、この工法が費用とその効果を勘案したとき最適であったか疑問が残る。今後、工法採用にあたっては、種々比較検討し慎重に決定されたい。

(管理課)

に定められていない単価を使用する場合は、物価資料(月刊建設物価・積算資料)による
ない場合は見積りにより決定

と規定されていますが、見積り単価の決定方法が積算基準の一部改定により、マンホールポンプ及び制御盤等の特別調査資材については、調査会社による実勢価格を調査して単価設定する方式(特別調査)が追加されたため、平成19年度は、本調査を実施できる(財)建設物価調査会、(財)経済調査会に実勢調査が可能か確認した上で(財)経済調査会に、下水道用機械設備(MP)及び下水道用機械設備(MP制御盤)の実勢価格調査業務を委託し、この委託業務の成果によりマンホールポンプ及び制御盤の単価を決定しています。

今回の指摘事項について、島根県下水道推進課とも協議をしましてまいりましたが、建設工事積算基準に基づく見積りによる単価決定を指導されています。

島根県の建設工事積算基準により積算業務を行っており、松江市の判断で単価を決定出来ないため、島根県に一定の統一見解を示してもらおうよう、引き続き県下水道推進課と協議を行っていきたくと考えます。

(下水道工務課)

(4) 工法採用にあたっては、「島根県道路事業設計要領」に基づき、経済性、現場での施工性通行の安全性を考慮し決定しています。

この舗装改良区間は市街地ではないものの、玉湯町と宍道町を結ぶ幹線道路であり、交通量が多いため、通行の安全性を重視し、施工方法を採用しました。

今後は意見を参考に、工法を決定していきます。
(管理課)

2 建築工事

(1) 仮設外部足場損料計算について

東津田児童館建替工事(建築工事)

足場損料計算にあたって、損料算定対象日数を180日として計算しているが、本工事の着工から完了までの工事期間は165日であり、足場材が現場に存在した期間はこれよりも更に短い期間であったことは明らかである。

工事費設計額の算出は、工事発注前に行なうものであるとしても、足場損料計算は工事中に足場材が現場に存在する期間を適切に推定し計算すべきであり、今後改善が望まれる。

本工事の着工日 平成18年 8月 9日

(1) 事業の実施計画時に予定工程等の検討を十分に行うことにより、過不足の無い適正な数量積算に努めていきます。

(子育て課)

完了日 平成19年 1月20日

(子育て課)

(2)下請負人名義で提出されている試験成績書等について

来待公民館空調設備整備工事
鹿島支所空調設備改修工事

来待公民館空調設備整備工事については試験成績書、鹿島支所空調設備改修工事については社内検査報告書が下請負人の名前で提出されているが、市と請負契約を締結した工事請負人の責任において提出されるべきであり、下請負人名で提出された文書の受理は適切ではない。

(生涯学習課・管財課)

(3)外注設計図の審査等について

東津田児童館建替工事(建築工事)

工事中に設計変更が行われており、設計変更理由をみると、工事発注後に設計内容が建築基準法関係法令に適合していないことが判ったので、法令に適合させるため設計を変更したものである。

この原因としては、委託設計受注者が不完全な設計図を納入したこと、並びに委託設計成果品を受理するにあたって検収が不十分であったことなどが挙げられるが、このような設計変更はできるだけ避けるよう設計審査等にあたり十分留意されたい。

(子育て課)

(4)変更設計図の作成について

東津田児童館建替工事(建築工事)

変更設計図について、変更範囲及び内容が一部不明確な箇所がある。変更設計図は、原設計をどのように変更するか、その範囲内容を明確に示す必要がある。このため原設計図に朱書きで変更範囲を示すとともに詳細図を添付するなど、変更範囲内容が明確に判るよう方法を工夫し作成されたい。

(子育て課)

(5)工程表の提出日について

八束中学校改修(機械設備)工事

工事請負約款により請負者は契約締結後7日以内に工事工程表を提出しなければならないと定められているが、提出されている工事工程表の提出日は工事契約日の1ヶ月後の日付で提出されている。提出された文書の日付に注意するとともに、定められた期日を守るよう指導されたい。

契約締結日 平成18年 7月 5日

工事工程表提出日 平成18年 8月 6日

(教育総務課)

(6)工事請負契約図書として添付する設計図について

(2)今後は、納入機器の試験成績書については、請負者の確認・証の上提出させるよう指導するとともに、発注者としても精査確認・証をするようにします。

(生涯学習課)

(2)今後は、納入機器の社内検査報告書については、請負者の確認・証の上提出させるよう指導するとともに、発注者としても精査確認・証をするようにします。

(管財課)

(3)検収チェック表等の作成活用をおこなうことで、設計委託成果品の完了時における検収の充実徹底を図り、このような内容の設計変更等が発生しないよう改善を行います。

(子育て課)

(4)契約行為の基本に立ち返り、変更契約並びに変更協議等に関する書類についても、内容等明確に判断出来るよう改善徹底を図ります。

(子育て課)

(5)請負者より提出される文書については、定められた期日を遵守させる様指導するとともに、提出日付の確認に注意します。

(学校管理課)

(6)稟議書等への必要書類・契約図書の添付保存について徹底管理を行います。

東津田児童館建替工事(建築工事)

設計図は工事請負契約図書の一部であり、入札に供した設計図はすべて工事請負契約図書として稟議書、工事請負契約図書等工事関係書類に添付し保管しなければならないが、一部の設計図が添付されていないので、脱落がないよう留意されたい。

(子育て課)

(子育て課)